# 茨木市花と緑の街角づくり推進事業実施要綱

（目　的）

第１　この要綱は、茨木市緑化基金条例（昭和58年茨木市条例第20号）設置の趣旨に鑑み、茨木市花と緑の街角づくり推進事業（以下「事業」という。）を通して、公園、児童遊園及び民有地を対象に、茨木市（以下「市」という。）と地域住民が締結する協定に従い、市が花の苗、緑化資材の配布等を行うことにより、健康で快適な生活環境を創造、確保するとともに魅力ある街づくりを推進することを目的とする。

（事業対象等）

第２　事業の対象となる場所（以下「対象場所」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市が設置した花いっぱい運動花壇

(2) 公園、児童遊園等の公共空閑地

(3) 道路、河川等公共性の高い空間に面している民有地

(4) その他市長が適当と認めた場所

２　事業の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、７人以上の市民で組織し、事業の適正な実施及び維持管理が期待できる団体とする。

３　事業の円滑な実施を行うため、前項の対象団体に花と緑の街角づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、代表者１人及び副代表者２人を置かなければならない。

（協定の締結）

第３　対象団体は、事業を実施するため市長と協定を締結するものとする。

２　前項の協定を締結しようとする対象団体は、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 花と緑の街角づくり推進事業申請書（様式第１号）

(2) 花と緑の街角づくり推進委員会名簿（様式第２号）

(3) 花と緑の街角づくり推進事業協定書（様式第３号）２通

(4) 対象場所の概要が分かる図面

(5) その他市長が必要と認める書類

３　前項の申請が適当であると認めたときは、市長は対象団体に対し前項第３号の協定書１通を送付して、協定の締結を通知しなければならない。

（事業実施等）

第４　市長は、第３の協定を締結した対象団体に対し、事業実施のために必要な資材を配布及び貸与するものとする。

２　対象団体は、前項の資材を活用して、対象場所に草花等を適切かつ効率的に植え付け、年間を通じて花と緑が絶えないように維持管理を行うよう努めるものとする。

３　事業の実施に伴う第三者からの損害賠償請求、苦情等については、対象団体の責任において処理するものとする。

（協定内容の変更）

第５　対象団体が、対象場所又は委員会名簿等その協定内容を変更しようとするときは、変更内容が明らかになる図書等を添えた変更申請書を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

（事業の中止等）

第６　対象団体又は市長が、当該事業を中止しようとするときは、速やかに書面によりその旨を相手方に通知し、双方協議しなければならない。

２　前項の協議の結果、事業を中止するときは、締結された協定を廃止する。

（協定の有効期限）

第７　事業の実施に係る協定の有効期限は、協定締結の日から起算して３年とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、双方合意の上、協定の期間を延長することができる。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、茨木市花と緑の街角づくり推進事業実施要領により定める。

附　則

１　この要綱は、平成13年４月１日から実施する。

２　花と緑の街角づくり推進事業要綱（平成６年５月19日実施）は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和６年５月30日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第２第１項第２号の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る対象場所について適用し、同日前の申請に係る対象場所については、なお従前の例による。

様式第１号（第３関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

申　請　者

（住所）

（氏名）　　㊞
※自署の場合は、押印不要です。
（電話）

花と緑の街角づくり推進事業申請書

下記により協定を締結したいので、茨木市花と緑の街角づくり推進事業実施要綱第３第２項の規定により申請いたします。

記

１　団　体　名

２　対象所在地

３　事業計画
(1) フラワーポットの貸付希望数量　　（　　基）

(2) 草花等の植付け面積　　（　　㎡）

４　連　絡　先（申請者と異なる場合のみ記入）

５　添付書類
(1) 花と緑の街角づくり推進委員会名簿……（様式第２号）
(2) 花と緑の街角づくり推進事業協定書　２通……（様式第３号）
(3) 協定の対象となる土地及び草花等の植付け場所を示す図面等

様式第２号（第３関係）

年　　月　　日

花と緑の街角づくり推進委員会名簿　　No.

| | 氏　　名 | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 代表者 | | | |
| 副代表者 | | | |
| 副代表者 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |
| 委　員 | | | |

様式第３号（第３関係）

# 花と緑の街角づくり推進事業協定書

（以下「甲」という。）と茨木市（以下「乙」という。）とは、花と緑の街角づくり推進事業について次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力して、公共用地又は民有地の花と緑の育成及び保全を推進し、快適な生活環境と美しい都市環境を創造することを目的とする。

（対象区域）

第２条　花と緑の街角づくり推進事業の対象区域は、別紙図面に表示した区域とする。

（事業内容）

第３条　甲は、前条の対象区域に、草花及び花木等（以下「草花等」という。）を適正かつ効率的に植え付け、１年を通じて花と緑が絶えないように努力する。

２　甲は、草花等の維持管理のために、適正な灌水、施肥、除草及び病害虫防除等を行う。

３　乙は、甲に対し次の助成を行うとともに、必要な助言、指導を行う。

(1) 草花等の年３回の配布

(2) フラワーポット　　基又は花壇看板　　枚の貸与

４　協定の有効期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

５　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、双方合意の上、協定の期間を延長することができる。

６　貸与したフラワーポット又は花壇看板が破損又は損壊したときは、甲の過失によるもの以外は、乙が補填する。

（第三者の苦情等の処理）

第４条　事業の実施に伴う第三者からの損害賠償請求、苦情等については、甲の責任において処理するものとする。

（協定内容の変更）

第５条　甲が協定内容を変更しようとするときは、その変更内容がわかる図書等を添えた変更申請書を甲に提出して、協議するものとする。

（事業の中止等）

第６条　甲及び乙は、事業実施が不可能であると認めるとき又は事業を中止しようとするときは、その旨を書面により相手方に通知し、速やかに協議しなければならない。

２　前項の協議により事業を中止するときは、この協定は、廃止する。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　委員会名

代表者住所

代表者氏名　　㊞

乙　　茨木市駅前三丁目８番１３号

茨 木 市

代表者　茨木市長